

受審申込みから 結果公表までの標準的な流れ

第三者評価事業は、監査や介護サービスの情報の公表といった義務で取り組むものではなく、福祉サービスの質の向上のために、自発的に取り組むことに意義があります。

Q 受審申込みから結果公表までの期間はどのくらいですか？
A 評価機関にもよりますが、おおむね3ヵ月～半年程度です。

Q 訪問調査ではどのようなことをするのですか？
A 評価調査者（通常2名程度）がうかがい評価項目等について聞き取りをします。訪問調査は1～2日、調査機関によって異なりますが、事前にスケジュールが提示されます。訪問調査では施設・事業所の見学をはじめ、自己評価や事業計画等事前に提出した資料をもとに様々な質問などやりとりが展開されます。また、利用者や職員に対して事前にアンケートもしくは訪問時の聞き取りが実施される場合もあります。

Q 評価調査者の主観が入り、客観性に欠けるのではないですか？
A 評価結果が1人の評価調査者のみの判断とならないよう、取りまとめの際には、複数の評価調査者による合議を行っています。さらに評価機関には、評価決定委員会を設置し、評価結果の適正さをチェックしています。このように、評価結果の客観性を確保する取り組みを進めています。また、評価調査者は、自らの専門性、客観性を高めるため、常日頃から福祉制度の動向を把握するとともに、「評価調査者継続研修」や所属する評価機関の研修に参加し、評価調査者自身の質の向上に取り組んでいます。



■ 評価機関数は各都道府県によって異なります。各都道府県推進組織にお問い合わせいただくか、福祉医療機構のホームページ (WAM NET <<http://www.wam.go.jp/>>) をご参照ください。

■ 受審料は各評価機関によって異なりますが、平均20～30万円程度です。詳細は評価機関にお問い合わせください。

■ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきを得られる。
- 事業者全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られる。

自己評価は職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや施設・事業所全体での議論を経て、その課題等が共有化されることが重要です。

第三者評価の目的は、施設・事業所のサービスの質を向上させることですが、第三者評価で改善策等を見出し、実際の改善の取り組みにつなげていくことが重要です。

共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題を組織的に取り組む基礎となるものが自己評価だといえます。

■ 評価結果の活用の意義

- 施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになる。

施設・事業所が評価活動を通して、サービスの改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等へ周知することが重要です。

その際には、ホームページや機関紙への掲載だけでなく、報告会等を開催することで、取り組みへの理解がより深まります。

都道府県推進組織ホームページあるいは WAM NET において評価結果を公開

● 上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や各評価機関に確認してください。



施設・事業所による評価結果の有効活用